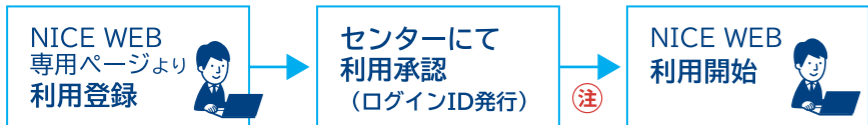


NICE WEB申請システムのご利用にあたっては、利用者ご自身で利用登録を行って頂く必要があります。
NICE WEB申請システムの概要や特徴、ご利用登録手続き方法等につきましては、NICE WEB申請システム専用ページにてご確認ください。



④ 電子の本申請をご希望の場合、申請手数料の月締め払い手続き（覚書締結等）が必要です。覚書の締結には2週間以上かかりますので、希望される方はお早めにお手続きください。

2023年5月10よりNICE WEBブラウザ版の提供を開始いたします

ブラウザ版のメリット

- PCのOS（オペレーティングシステム）には依存しません。（Mac、Android、タブレットでも操作可能です。）
- Click Onceなどのアプリケーションのインストールは不要です。
- ブラウザのタブ機能を使って複数物件を同時に編集することも可能です。

操作マニュアル

ブラウザ版の操作マニュアルは、NICE WEB申請システムのユーザー画面にて公開しています。

ブラウザ版の動作環境

- 画面解像度 : 1500×835 以上
- ブラウザ : Google Chrome、Microsoft Edge、Fire Fox、Safari
- 表計算ソフト : Excel

本申請の種別（電子申請または紙申請）と申請先、手数料の支払い方法

申請種別	本申請の種別 (NICE WEB上で選択)	申請先 (NICE WEB上で選択)	支払い方法
建築基準法（確認・検査 ※1） ※1…当センターで確認済証を交付したものに限り 適合証明（設計・現場 ※2） ※2…当センターで確認済証を交付または交付予定の建築物に限る	電子申請 事前申請：電子申請 本申請：電子申請	中部事務所	月締め払い
	紙申請 事前申請：電子申請 本申請：紙面で提出	本申請を申請する窓口 中部事務所 藤枝支所 西部事務所 袋井支所 東部事務所 富士支所 甲府事務所	現金払い コンビニ払い 月締め払い
住宅性能評価 長期使用構造等確認	電子申請（電子の本申請）	本所	月締め払い
その他 省エネ適合性判定 ※500㎡以下の建築物に限定させていただきます。			
低炭素建築物技術的審査			
BELS評価			
すまい給付金用現金取得者向け対象住宅証明 性能向上計画認定（省エネ35条）／認定表示（省エネ41条）技術的審査			

新サービス

まちセンポイント

当センターでは2023年度より、新たなポイントサービス「まちセンポイント」を開始いたしました。電子申請をご利用の方も、遠方の方も、来所不要でポイント交換（申込み・受取り）いただけます。

- 商品券交換申込み…オンライン
- 商品券受取り…希望先へお届け

「まちセンポイント」の詳細、交換申込みは、専用WEBページをご覧ください。>>>



編集部より

2023年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する人にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。いずれ、シートベルトと同じように義務化されてしまうのでしょうか…



まちセンNEWSLETTER

まちセンに関する最新の話や法改正、申請時の注意点、設計・施工に関する技術的な情報などをお届けします。

2023年4月発行

2024年4月（予定）から 大規模な非住宅建築物の省エネ基準が変わります。 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が改正されます

2021年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画等において、2030年度以降新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指すこととされており、省エネ基準を段階的に引き上げることとなっております。今般、適合義務化が先行している大規模な非住宅建築物について、各用途の適合状況等を踏まえ、省エネ基準の引き上げを行うこととしたものです。

※住宅について、強化外皮基準への適合及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から20%削減。非住宅建築物について、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%（小規模建築物については20%）削減。



① 延床面積が2000㎡以上の大規模な非住宅建築物の省エネ基準を引き上げます

建築物省エネ法において、延床面積が300㎡以上の中大規模な非住宅建築物は、省エネ基準への適合が義務付けられており、今般延床面積が2000㎡以上の大規模な非住宅建築物の省エネ基準を引き上げることとします。

■ Q&A

- Q 基準の見直しに伴い、手続きに変更はありますか。
A 手続きに変更はありません。これまでと同様、所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性判定を受け、建築確認において適合性判定通知書を提出する必要があります。
- Q 将来的には、中規模・小規模な非住宅建築物や住宅の省エネ基準も見直されますか。
A 2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指し、適合状況等を踏まえつつ基準の見直しを行う予定としております。

② 用途毎に基準値の水準が異なります

大規模な非住宅建築物について、各用途の省エネ基準への適合状況等を踏まえ、用途に応じて基準値の水準を15～25%強化します。

【改正前】		【改正後】	
用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)	用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)
全用途	1.0	工場等	0.75
		事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.8
		病院等・飲食店等・集会所等	0.85

③ 2024（令和6）年4月に施行予定です

改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。

建築物省エネ法 検索



脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるために「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が2022年6月17日に公布され、今般、改正法の一部（1年以内施行分）が2023年4月1日に施行されました。改正法のうち、住宅の採光規定の見直しについては、以下のとおりとなります。

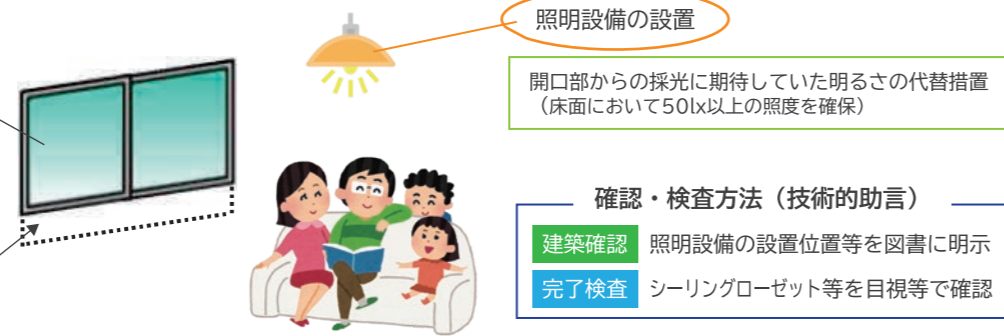
● 住宅の採光規定の見直し（法第28条第1項関係）

住宅の居室に必要な採光に有効な開口部面積について、引き続き、原則1/7以上を求めつつ、一定条件の下で1/10以上まで緩和します。

<合理化イメージ>

用途変更前の事務所に設置された窓の大きさ
(採光上居室の床面積の1/10以上のケースを想定)

住宅の場合に本来追加が必要となる窓の大きさ
(採光上、既存の窓と合計で床面積の1/7以上)



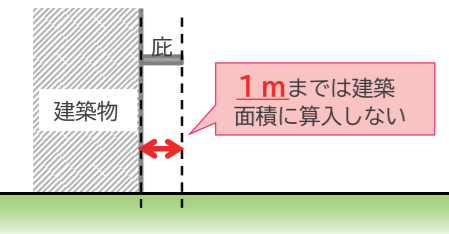
2023年4月1日施行の建築基準法施行令の改正について

近年の社会経済情勢の変化に鑑み、建蔽率規制の合理化、定期調査・報告等の対象及び換気規制の見直し、防火規制及び避難規制の合理化を図るため、建築基準法施行令及び関係省令について所要の改正が行われました。政令改正のうち、倉庫等の大規模庇等に係る建蔽率算定上の建築面積の算定方法の合理化については、以下のとおりとなります。

● 倉庫等の大規模庇等に係る建蔽率算定上の建築面積の算定方法の合理化（令第2条第1項第2号関係）

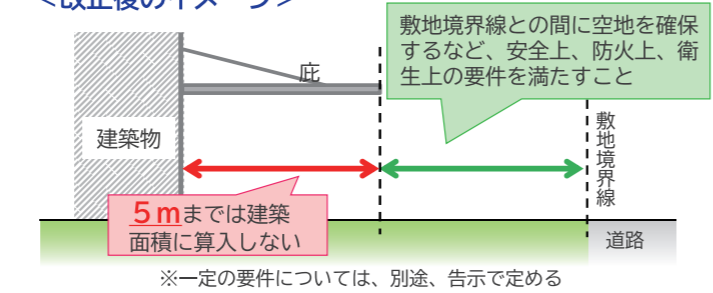
改正前 建築物の庇について、端から**1m**までは建築面積に算入しない

<改正前のイメージ>



改正後 敷地境界線との間に空地を確保するなど一定の要件を満たす倉庫等の庇について、端から**5m**までは建築面積に算入しないこととし、建蔽率制限を合理化

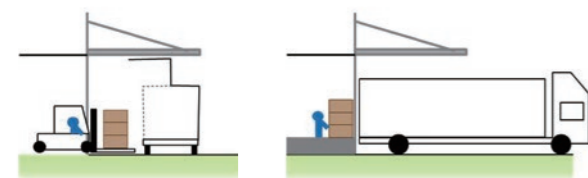
<改正後のイメージ>



<物流倉庫の大規模庇のイメージ>



<大規模庇下の積卸し作業イメージ>



※安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等を定める告示について【国土交通省告示第143号】

告示のイメージ

【対象】工場又は倉庫の用途に供する建築物で、専ら貨物の積卸し等の業務のために設けられる庇等

【凡例】 : 施行令で定めている内容
 : 今回の告示で定める内容

④ 庇上部に上階を設けないこと
※非常用出入口、室外機置場等は可

② 敷地境界線を基準点として、庇の高さに応じた離隔距離（1:1）を確保

③ 庇部分は不燃材料とする

① 庇端は敷地境界線から5m以上離隔

⑤ 不算入となる庇の合計面積は、当該敷地の建築可能面積（敷地面積×当該敷地の建蔽率）の1割以下とする

不算入部分の長さは5mを上限とする

2023年4月 確認申請における申請書等の様式の変更について

2023年4月1日付で、以下のとおり、建築確認における申請書の様式が変更となります。新様式の書き方については、「申請書の書き方」にて解説しておりますので、あわせてご確認ください。（新様式・申請書の書き方は、センターホームページよりダウンロード頂けます。）

■ 変更様式と変更概要

(1) 確認申請書（建築物）第2号様式

- 第三面【10. 建築面積】
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】の追加
- 第三面【11. 延べ面積】
【ホ. 認定機械室等の部分】【フ. その他の不算入部分】の追加

(2) 建築計画概要書（第3号様式）

- 第二面【10. 建築面積】
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】の追加
- 第二面【11. 延べ面積】
【ホ. 認定機械室等の部分】【フ. その他の不算入部分】の追加

【10. 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【ロ. 建築面積全体】	()	()	()
【ホ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	()	()	()
【フ. 建蔽率】	()	()	()
【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【ロ. 建築面積全体】	()	()	()
【ホ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ヘ. エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()
【ハ. 認定機械室等の部分】	()	()	()
【ヒ. 自動車庫等の部分】	()	()	()
【フ. 積荷倉庫の部分】	()	()	()
【ク. 蓄電池の設置部分】	()	()	()
【ニ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【ホ. 貯水槽の設置部分】	()	()	()
【ヘ. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【フ. その他の不算入部分】	()	()	()
【ロ. 住宅の部分】	()	()	()
【ホ. 老人ホーム等の部分】	()	()	()
【フ. 延べ面積】	()	()	()
【フ. 容積率】	()	()	()

SPICAIにて
申請書作成支援ソフトSPICAにつきましては、2023年4月1日施行の法改正に伴う確認申請様式の変更に対応しないため、2023年4月1日以降の確認申請においてはご利用できません。4月以降の確認申請様式については、確認申請プログラム（申プロ）等をご利用下さいませようお願い申し上げます。また、検査申請書等については、今回様式改正はありませんので引き続きSPICAのご利用は可能ですが、新規ダウンロードを含めた一切のサポートを終了させていただきますのでご了承ください。SPICAをご利用いただきました皆様には、ご不便をお掛けすることとなり誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



【フラット35】4月以降の制度変更事項及び手数料改定お知らせ

フラット35 に関しまして、2023年4月より以下の基準に変更があります。また、基準の変更に伴いまして、フラット35の物件検査に係る申請手数料を改定させていただきますので併せてお知らせいたします。

■【フラット35】制度変更事項

脱炭素社会の実現に向けて、新築住宅における【フラット35】の省エネ基準が見直されました。2023年4月以降の設計検査申請分から、【フラット35】S等の金利引下げメニューの適用の有無に関わらず、全ての新築住宅において、省エネ基準基準への適合が必須となりました。

	2023年3月まで	⇒	見直し後（2023年4月以降）
フラット35	断熱等性能等級2相当以上	⇒	「断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上」 または 「建築物エネルギー消費性能基準」

制度変更について、詳しくはこちらの案内チラシをご覧ください。



設計検査申請書等の書式も変更となります。最新版は住宅金融支援機構HPよりダウンロードしてご利用ください。



詳しくは、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。

基準の変更に伴う改定後の申請手数料はセンターホームページをご確認ください。

開催予告 定期報告業務講習会を開催します

本年度も、定期報告制度のより一層の普及・啓発や報告率の向上に向け、行政庁と協力し、皆様方の定期報告業務を円滑かつ実行性のあるものにする為、講習会を開催いたします。業務のデジタル化が進行する中、行政庁からの情報提供等を含んだ内容を予定しておりますので、是非ご参加願います。開催方法については、昨年と同様、インターネットを活用した方法にて行うこととさせていただきます。受講申込み方法等の詳細は、準備ができ次第ホームページ等でお知らせいたします。

